

令和3年度 当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源分）の用途について

平成26年4月1日に消費税が5%から8%に引上げに伴い、その引上げ分に係る地方消費税交付金は、用途を明確化し、社会保障施策に要する経費へ充てるものとされています。

令和3年度一般会計当初予算においては、地方消費税交付金（社会保障財源分）を次のとおり社会保障施策経費へ充当しています。

(単位：千円)

款 項	令和2年度 当初予算額	財 源 内 訳					うち地方消費税交付金（社会保障財源分）の充当額	一般財源のうち 社会保障施策に要 する経費
		特 定 財 源			一 般 財 源			
		国道支出金	地 方 債	そ の 他				
3. 民生費	975,140	388,488	159,400	12,818	414,434	43,000	83,521	
1. 社会福祉費	778,705	280,335	139,600	11,873	346,897	11,197	51,718	
2. 児童福祉費	196,426	108,153	19,800	945	67,528	31,803	31,803	
その他	9				9	0		
4. 衛生費	779,251	4,847	5,900	14,734	753,770	0	0	
1. 保健衛生費	670,068	4,847	5,900	2,850	656,471	0		
その他	109,183			11,884	97,299	0		
合計額	1,754,391	393,335	165,300	27,552	1,168,204	43,000	83,521	